

最高人民検察院、公安部による『最高人民検察院 公安部による公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）』の営業秘密侵害事件の立件・訴追基準の修正に関する補足規定（意見募集稿）」に関するパブリックコメント募集

法により営業秘密侵害犯罪を処罰し、知的財産権の刑事・司法による保護を強化し、社会主義市場経済の秩序を保護するため、『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国刑事訴訟法』等の関連規定に基づき、最高人民検察院、公安部は『「最高人民検察院、公安部による公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）」の営業秘密侵害事件の立件・訴追基準の修正に関する補足規定（意見募集稿）』を検討・起草したので、ここに社会に向けて意見を募集する。意見募集の締切日は2020年8月23日とする。

公衆は以下に掲げる方法で意見を提出することができる。

1. 電子メールの場合は、xslazsbz@163.com宛てに送付してください。
2. 書簡の場合は、「〒100726 北京市東城区北河沿大街147号 最高人民検察院法律政策研究室」「〒100741 北京市東城区東長安街14号公安部七局」宛てに郵送してください。

電子メールの件名又は書簡の封筒に「立件・訴追基準」と明記してください。

公安部 最高人民検察院

2020年7月10日

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：中華人民共和国最高人民検察院

http://www.spp.gov.cn/spp/tzgg1/202007/t20200710_472730.shtml